

伊丹市立児童会館条例の制定について

伊丹市立児童会館条例を別記のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

伊丹市立児童会館を設置するため。

伊丹市立児童会館条例（令和２年伊丹市条例第　　号）

（設置）

第１条 児童の心身ともに健やかな育成を図るため、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４０条に規定する児童館として、伊丹市立児童会館（以下「会館」という。）を設置する。

（位置）

第２条 会館の位置は、伊丹市御願塚６丁目１番１号とする。

（事業）

第３条 会館は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健全な遊び場の提供に関する事。
- (2) 体力増進の指導に関する事。
- (3) 子育て支援に関する事。
- (4) 児童の健全育成を目的とする活動の支援に関する事。
- (5) 多世代間の交流を通じた児童の健全育成に関する事。
- (6) その他市長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第４条 市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に会館の管理を行わせる。

（開館時間）

第５条 会館の開館時間は、午前９時から午後８時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（休館日）

第６条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の許可)

第7条 会館の施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、条件を付すことができる。

(許可の基準)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可してはならない。

(1) 公の秩序、風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 建物又は附属設備若しくは備品（以下「建物等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 会館の設置目的に反する使用をするおそれがあると認められるとき。

(4) 管理上支障があると認められるとき。

(5) その他指定管理者がその使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第9条 施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を市に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の目的の変更等の禁止)

第12条 使用者は、使用の目的を許可なく変更し、又はその使用

の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用の条件を変更し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(特別の設備等の承認)

第14条 使用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、施設の使用を終わったとき、又は第13条第1項の規定によりその使用の許可を取り消され、その使用の条件を変更され、若しくはその使用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちに指定管理者の指示に従い、設備その他を原状に回復しなければならない。

(入館の制限)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、会館への入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- (1) 建物等を損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危険を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる行為をし、又はこれらのおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償等の義務)

第17条 使用者その他会館を利用する者は、その責めに帰すべき理由により建物等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 第5条ただし書、第6条ただし書、第7条、第8条、第13条第1項及び第14条から第16条までに規定する事務に関すること。
- (3) 会館の建物等の維持管理に関すること。

(指定管理者不在の場合における市長による管理)

第19条 第4条の規定にかかわらず、市長は、指定管理者として指定すべきものがない場合、指定管理者の指定を取り消した場合その他やむを得ない事由のある場合は、自ら会館の管理を行うことができる。この場合において、第5条ただし書及び第6条ただし書中「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第7条、第8条、第13条第1項及び第14条から第16条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、令和2年12月1日から施行する。

(伊丹市立女性・児童センター条例の廃止)

- 2 伊丹市立女性・児童センター条例（昭和47年伊丹市条例第2

9号)は、廃止する。

別表

(単位 円)

区分\時間帯	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30 分から20 時まで	9時から 17時まで	13時から 20時まで	9時から 20時まで
講習室	1,200	1,600	1,000	2,800	2,600	3,800
多目的室	800	1,100	700	1,900	1,800	2,600
集会室1	400	500	300	900	800	1,200
集会室2	400	500	300	900	800	1,200

備考

- 1 市民以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額（以下「基本使用料」という。）に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 特殊器具の使用料については、1回につき15,000円以内で市長が別に定める。
- 4 使用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用して電気を使用するときは、実費を徴収することがある。
- 5 使用許可時間を超過し、又は時間を早めに使用する場合の超過時間に係る使用料については、市長が別に定める。